

けども、これがある程度PRが行き届いて、そういう事業が認知された段階で、もっと協力しますよという方が出てきた場合には、それはなお検討する余地があるんじゃないかなというふうに考えているところです。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 その学習アドバイザーというのは結局ボランティアですか、無給ボランティア、こういうふうになりますか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 報酬が出るのはコーディネーター、学習アドバイザー、安全管理委員です。安全管理委員が1時間360円、コーディネーターが単価720円、1時間、学習アドバイザーが540円というような単価になっています。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

安心して暮らすことができる自治体となるようお願いながら一般質問を行います。通告をしております3点について質問申し上げますので、丁寧で明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、高齢者に対する施策についてです。

長井市の高齢化率が本年4月1日現在27.5%に達していることはご案内のとおりです。10年前の平成8年度では22.0%であった高齢化率が10年間で5.5%、人数では約1,300人ふえていることとなります。そしてこの傾向は今後もとどまらず、団塊の世代と言われている人たちが65歳に到達する平成23年から平成26年ごろ高齢化率がピークを迎えることになるわけです。こういった状況を踏まえながら、以下、質問をさせていただきます。

第1点は、長寿祝金削減の考え方について伺います。

本定例会に議案第77号、長寿祝金支給に関する条例の一部改正案が提出をされています。その内容は、これまで数え年100歳の者に10万円の祝い金を支給していたものを、今年度からは10万円ではなく1万円に削減して支給をするというものであります。

私は、この条例改正に疑問を感じたところです。特に、毎年度1月に数え年88歳と100歳になられた皆さんに対して祝金を支給してはいますが、その支給月である1月を翌月に控えた議会に削減の改正案を提案するということは余りにも急であり、理解できません。

以前にも申し上げましたが、この長寿祝金は、昭和45年10月から73歳以上の方に2,000円を支給をしていた敬老金を、昭和60年度に長寿祝金支給条例を設定し、77歳、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳という8段階に応じて、その年度の9月15日現在で数え年77歳と80歳には5,000円、85歳には1万円を支給し、そ

+

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

+

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、米沢日報記者からカメラ使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

高橋孝夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 私は、長井市が市民が

の年度の1月1日現在で数え年88歳に1万円、90歳に2万円、95歳に5万円、99歳に10万円、100歳に30万円をそれぞれ支給していたものであります。その後、平成9年3月定例会に条例の一部改正案が上程をされましたが、その改正案は全会一致で否決された経過がありました。それを平成11年6月定例会で条例改正し、現在の1月1日現在で数え年88歳に1万円、100歳に10万円を支給することとし、それまでであった77歳、80歳、85歳、90歳、99歳への支給が廃止されたもので、実際には平成12年度から施行されてきたものであります。

昭和60年6月定例会で長寿祝金支給条例が設定された際の故齋藤伊太郎市長の提案は、「平均寿命ほぼ80歳の長寿社会を迎え、新たに長寿祝金支給条例を制定し、時代の要請に合った高齢者の長寿を祝い、敬老思想の啓蒙を図り、あわせて高齢者の福祉の向上に資するために提案申し上げるものでございます」というものであり、その制度発足から21年目を迎えた今日、数え年100歳の方に対する支給額を10万円から一気に1万円に削減するという考え方、そしてその緊急性など、私は理解できません。

お聞きしたところでは、本年3月の平成18年度一般会計予算上程の際に、その積算内訳で長寿祝金については、88歳については支給対象人員が188人、100歳は支給対象人員が13人として計上した。そしてその際10万円から1万円にということで積算をしたということですが、そうだとすれば、なぜ一緒に条例改正をしなかったのか不思議で仕方がありません。

目黒市長の平成18年度施政方針を見ても、この長寿祝金減額という内容は全く触れられておりませんし、逆に施政方針では、「市民の皆様福祉が後退しないよう配慮して予算編成に当たりました」と明言しています。なぜ今この条例を改正し削減をしなければならないのか、市長の考え方をお伺いいたします。

第2点目は、今回の削減に対する代替案について伺います。

申し上げました平成11年6月定例会での長寿祝金条例改正では、改正理由として5点上げられています。一つは、社会経済の構造変化に対応し効率化を図ることが必要であるという社会改革の視点。二つは、長井市行財政改革推進委員会の附帯意見で、見直しについて早急に取り組むことが必要であるという意見があったこと。三つは、支給対象者が増加し、同時に支給額も増加しており、今後も増加することが予想されることと、ほかの自治体でも見直しが検討されているという背景の変化の視点。四つは、介護保険導入の視点。五つは、いきいきデイサービスの実施、標準型在宅介護支援センターの設置、基幹型在宅介護支援センターの設置やヘルパーの1名増員などの新規事業と在宅福祉サービスの拡充という視点という内容でありました。いわば長寿祝金を削減しても介護保険の導入や在宅のいろいろなサービスを受ける機会がふえるということでの削減という内容であったと言えます。

しかし、今回の提案では、削減はするものの、その代替策は見られません。具体的にどういった代替策を考えておられるのか、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

私は、平成11年の条例改正時と今回の改正では大きな違いがあると感じます。今回の改正はほとんど形だけを残すという内容と言わざるを得ません。これで本当に長寿を祝い、敬老思想の啓蒙を図り、あわせて高齢者の福祉向上に資する制度と言えるのでしょうか。甚だ疑問です。具体的な代替案が示せない以上、私は今回の提案は取り下げの方がいいと感じますが、あわせて市長の見解をお伺いしたいと思います。

第3点目は、総合的な施策の考え方について伺います。

冒頭に申し上げましたように、高齢化は着実

+

に進行していますし、今後ますますこの傾向は強まることはご案内のとおりです。このように、今後増大することが予想される高齢者への対応が大切な課題となることは言うまでもありません。しかも、それらは総合的に展開されなければならないと私は考えます。

そこで、私の考え方を申し上げながら市長の考え方を伺いたいと思います。

平成12年度からの介護保険制度の発足、そして今年度からは介護予防措置の実施ということで、高齢者福祉の大半は介護保険制度とその補完施策で形づけられてきていると私は感じています。これは大切なことであると私も思いますし、今後拡充をしてほしいとも考えています。同時に私は、「健やかに老後を迎えたい」、「できれば住みなれた自宅で家族とともに過ごしたい」と考え、願っている市民が圧倒的であり、その考えや願いを具体化する施策の展開こそ必要と思います。しかし、現実にはなかなか手がついていないというのが実態であります。現状のそれぞれの住居は、老後も、あるいは介護が必要となった場合にも十分対応できるという状況にあるというのはまれと言わなければならないのが実態だと私は感じています。住居そのものが狭い、玄関、廊下などが狭く段差があり、車いすでの生活ができない。浴室やトイレの改造が必要。階段や廊下の手すりの設置が必要。在宅での介護を受けるための部屋がないなど、さまざまな問題が存在しています。

介護保険制度が導入されてからは、申しあげました内容の住宅改修事業には上限20万円の補助がなされますし、平成17年度には5件の利用があったということになっています。旧来はなかったものであり、これはこれで今後も拡充していかなければなりません。けれども、この制度は高齢者や障害者などが介護が必要と認定されて初めて利活用できるものであり、事後の対応策と言わなければなりません。そして現実

は20万円の補助額では賄えないというのが実態です。

私は、介護認定などの事由でない場合であっても、住居の改修をする場合には補助をしていくという制度をつくっていくことが大切だと痛感しています。ましてや在宅福祉や在宅介護、在宅看護を目指すとしている現在の国などの考え方を進めていくためにも、こういった住環境の整備や住宅の改修は不可欠であると感じます。現状でもいろいろな補助メニューがあるようですが、残念ながらそれらは窓口が違っていたりしているのが現実であります。私は、今後高齢化が進展することを見れば、こういった事業を総合的に相談、指導する窓口を高齢者福祉の中で展開する体制整備がまず必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

同時に私は、申しあげましたような住環境整備や住宅改修の際には市の単独事業としての補助制度をつくることが重要と感じます。以前にも申しあげましたが、住環境整備や住宅改修は個人のかい性の問題とするのではなく、市がある程度補助をしていくというシステムをつくっていくことで、住みなれた自宅で安心して老いを迎えることができる手助けをしていくことこそ在宅での介護や看護、福祉を可能なものとする基盤づくりと考えます。財政の問題もありますからそう簡単にはいかないと思いますが、私は、こういった制度をつくっていくことの研究と国、県への働きかけが不可欠と考えます。私は、これからのハード事業展開の手法は、旧来の箱物や道路整備といった社会資本整備を中心にした公共事業中心から、住民個々がいかに快適に住み、暮らすことができるかという課題に転換をしていくことが必要と考えています。その中心が個々の住環境整備であったり住宅新築や改修にあると思いますし、中でも、老後も安心して暮らすことができる住環境整備こそ重点

に据えなければならないことと感じます。そして、こういった事業に行政が支援をしていくことで事業を拡大し、市内の建築や設備といった業界を活性化していくことで雇用と経済の活性化を図っていくことが必要と思います。税務課の資料では、ここ数年にわたって市内の住宅建設数が年間50件ずつ減少しているという状況もある程度活性化できる一つのきっかけづくりにつながると考えられますし、ひいては固定資産税の増収、住民税の増収につながると考えます。そういう意味合いも含めて、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第2は、長井市の保育行政の展開についてです。

この件については、さきの9月定例会一般質問でもお伺いしましたから、項目に沿って今回はお伺いをいたします。

第1点目は、清水保育園移管の考え方について伺います。

福祉事務所からいただきました資料、「清水保育園の民間移管に関するアンケート調査結果」を見てみますと、アンケート配付数が61に対し回収数は35で、回答率は57%ということがありました。回答があった35のうち、民間に移管することは反対と回答したものが4人であり、その反対の理由では、2名が「公立の保育所がなくなるから」と答え、もう2名は「市の説明が不十分だから」という内容になっています。

また、清水保育園の移管に関し、市への要望がありましたらお気軽にご記入くださいという最後の設問に対しては、多くの意見や要望が寄せられていました。その内容を幾つか紹介しますと、一つは、今までの説明会及び書面での内容を見ると、民間移管するしないというより、それ以前の問題である。1回目の説明では民間移管が財政難であるからと発言したが、2回目の説明会の文書には財政難ではなく、そして1回目では、市から民間に移した場合、簡単に戻

せないと言ったが、2回目では戻せるということであった。民間でできることは民間ですと言いますが、保育園の民間移管と郵政民営化は違います。

2つは、説明会の回数が非常に少ない。これまでの説明会は2回だけであり、内容的にも不十分であると。ましてや2回目の説明会は少人数であり、多数の意見を吸収しておらず、今回のアンケートは時期尚早と考える。まずは説明会の回数をふやし、多数の方から納得していただく必要がある。言いかえれば、長井市はとにかく民間移管を実施したいとしか思えない。早急に次回の説明会開催をお願いする。内容のある説明をせずにアンケートを先行することは余り意味がない。

3つ目は、説明の中でメリットについての話をしていたが、十分に理解のできるものではなかった。言いかえれば民間に移管するほどのメリットがない。職員の説明も非常に無理があるものであった。例えば、一度民間に移管しても公立保育園に戻ることができると言っていたが、そのようなことであれば初めから移管する意味がないと思える。また、長井市のメリットを知りたいのではなく、我々のメリットについての説明が欲しかった。全く触れられていない。

4つ目は、子供を預ける親としては、移管よりは保育サービスの充実を図っていただきたい。例えばエアコン、加湿器の設置や保健室の新設など、まだまだ改善の余地はある。民間移管を行わず、設置、新設をお願いする。

5つは、移管の可否を問う前に、サービスの向上と教育に対する取り組み姿勢についての説明もお願いをしたい。仮に民間移管しても、解決できない課題は多数あると思える。とにかく、よりわかりやすく納得性のある説明会を希望する。これまでは伝わるものがほとんどなかった。

6つは、なぜ決定してからしか説明会を開くことができないのか。子を預ける親の気持ちや

+

理解を少し酌んでから取り組んでもよかったのではないだろうか。はなぞの保育園は何事もなくスムーズに保育されているが、清水保育園も同様に運営されるかはまた別の問題で不安が残ります。説明会や報告書を読んでも、もし反対する意見があっても覆されるものだとは思えません。説明会でどんな意見が出ても即答できるくらい納得できるような場にしていただきたい。

7つ目、とにかく市の先生のまががいい。もう一度考え直してください。

8つ目は、説明会に参加できなかったのですが、移管が決まったのであれば、今年度、先生方の異動前に説明していただければよかったのではと思っています。逆に、決定しているものに対し説明会を何度かされると、不安でないものも不安になっていくような気がしてしまいます。回答書、報告書などの説明に専門的な言葉などが入っており、もっと簡単な言い回し、文書をお願いします。相手は保護者であり、行政ではないのです。

9つ目は、入園させたばかりで内容はわかりませんが、具体的なことの説明がないように思われます。もっと細部の説明をしていただきたいのですという内容の記入があったということです。

私はこれを読んで、率直に保護者は理解と納得が得られていないと感じたところです。特に、一つは、移管は決まったこととして説明されているように受け取られること。二つは、その前提で説明されていることから、反対しても覆らないと受け取っていること。三つは、説明は十分とは言えず、回数をふやしてほしいと思ってるし、丁寧にわかりやすくやってほしいと感じる父兄が多いこと。四つは、市のメリットではなく子供のメリットを明らかにしてほしいと感じていることなどは、理解と納得にはほど遠い状況であることをあらわしていると感じます。このまま突っ走っていいのでしょうか。

9月定例会で助役は、「横浜地裁の判決については、まさに私とも身近な問題でありますので本当に厳粛に受けとめておりまして、間違いないような形で対応をしていきたいと思っております。今後の進め方については本当に誠心誠意を持って保護者の皆さんの理解をいただくような形で進めていきたいと思っております」と答弁されました。しかし、その後実施されたアンケートによれば、申し上げたような保護者の声があるわけでは、現時点で保護者の理解と納得が得られているとは考えられませんし、感じられません。

本定例会に、議案第81号、長井市保育所設置条例を廃止する条例設定が上程をされています。この条例は、清水保育園を社会福祉協議会に移管するという内容のものであります。福祉事務所から厚生常任委員会に提出をされた「清水保育園移管に関する経過報告」によりますと、「アンケートの集約内容は、説明に理解をしている及び、十分に理解していないが移管は仕方がないと答えた方が回答者の86%という結果になった」として、「今後の予定としては、12月議会に長井市保育所設置条例を廃止する条例の設置の提案を行う。アンケート結果を踏まえ、アンケート実施時に寄せられた保護者の質問に答えること。そしてより一層理解を得られるよう、12月定例会終了後、速やかに第3回保護者説明会を開催していく」と記されています。これはどういうことでしょうか。

私が9月定例会で申し上げました横浜地裁判決は早急な民営化の違法性を認めたもので、経費節減などを目的にスピードを優先しがちな行財政改革であっても園児の保護者への十分な説明責任を果たすよう求めた内容の判決であり、方針決定から市議会の条例改正案の可決を経て、保護者側の納得が得られないままわずか1年で実施に踏み切った横浜市の民営化ありきの姿勢

を厳しく指摘した内容の判決であります。

助役は、「判決を厳粛に受けとめ間違いのないように対応をしていきたい、保護者には誠心誠意を持って理解を得られるよう進めていく」と答弁されたことはどうなるのでしょうか。少なくとも現時点で保護者の理解と納得は得られていないと見るのが正しいのではないのでしょうか。にもかかわらず市議会に保育所設置条例を廃止するという条例を上程することは、横浜地裁判決を無視したやり方と言わなければなりませんし、9月定例会での答弁にも反することになると私は感じます。議会にしても、保護者の理解が得られていないし説明も十分ではない時点で判断しろと言われても判断できないし、横浜市のように住民訴訟ということになる可能性がある中で判断できないのが現状ではないかと思えます。

私は、横浜地裁判決を本当に厳粛に受けとめるならば、本定例会の議案上程を一たん取り下げ、まずは園児の保護者の理解と納得を得るために全力を尽くすことが行政の説明責任を果たしていくことになり、以降の作業がスムーズにいくことになると考えます。助役の判断をお聞かせいただきたいと思えます。

私は、清水保育園民間移管に係る保護者の質問、意見に対する市の回答として示している、「保護者の大半が移管に反対でない限り清水保育園は社会福祉協議会に移管します」とする回答は問題だと感じます。もっと説明会をきちっと開催してみんなの意見を聞いてほしいというのがアンケートに寄せられた保護者の声であり要望です。それらに答えないままに進めていこうとする市の姿勢が問われることになります。このことも踏まえた見解をお聞かせいただきたいと思えます。

また、職員派遣の課題もあり、職員団体との話し合いが必要となるわけですが、どこまで話し合いが進んでいるかお聞かせいただきたいと

思います。

はなぞの保育園に対する職員派遣では、本人の了解を得ないままに「福祉事務所付」などという人事異動内示を一方的に行った経過があります。これについても、職員団体の話し合いの上で、かつ本人の了解をきちんと得た上で実施されるべきことと私は考えますが、助役の見解を伺います。

第2点目は、今後の市の保育行政のあり方について伺います。

本年2月に示されました長井市自立計画では、「今後5年間で各地区の児童センターについても民間に委託をしていく」ということが記述されています。

そこで、助役にお伺いをいたします。

一つは、児童センターについても社会福祉協議会への移管を考えておられるのかどうか。二つは、その際、児童センターを認可保育園として認可をとってからの移管とするのか、あるいは無認可のままでの移管としていくのかどうか。三つは、児童センターの民間委託や社会福祉協議会への移管までの間、保育士をどう配置していくのか。現在長井市には保育士の正職員は35名いますが、お聞きするところによりますと、その35名の保育士のうち今年度で退職を予定している保育士は9名おられるということであり、来年度は保育士は26名ということになるようです。この人員で児童センターや子育て支援センターを運営していくことは到底無理があると感じます。さらに平成19年度からは、現在、伊佐沢児童センターで集中的に実施をしてきた障害を持った児童保育をそれぞれの地域の児童センターで行う計画があるとお聞きしていますが、そうなればこれまで以上に保育士の充実が求められることとなります。こういった対応を考えておられるか、明らかにしていただきたいと思えます。現状でも保育園や各児童センターなどには定時補助職員が6名配置をされていますし、

+

パート職員も5名配置される中で保育や運営がなされていることはご案内のとおりです。これにさらに定時補助職員を増員するということになるのでしょうか。これでは、この間当局が説明をしてきたことと反することになると私は思います。私は、現状の保育士の数では到底保育や運営は無理と感じますし、保育士の採用をしていかなければ現状の保育ニーズにこたえることはできない時代になると感じます。このこともあわせて助役の考え方をお聞かせいただきたいと考えます。

同時に、自立計画で言う「児童センターも民間に」とする計画は早期に見直していかなければなりませんし、そうでなければ当面保育士配置で矛盾が生ずることになりますし、対応できない事態が早晚出てくると考えます。早急に見直しに着手される必要があると思いますが、あわせて見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第3は、学校給食共同調理場の調理業務について、新年度からは業者選定を指名競争入札で行うことについて伺います。

さきに総務・文教常任委員会協議会で申し上げました内容の説明を受けたところです。その内容は、一つは、これまでの債務負担行為による3年間の契約から長期継続契約への変更を行うこと。2つは、調理等業務の指名競争入札への変更を行うということでもあります。

そこで、教育長に伺います。

第1点目は、当初のプロポーザル方式、プロポーザル提案型の入札から指名競争入札になぜ変更したのかという点についてです。私の理解では、学校給食の調理業務ということから、3年前は入札価格だけで決める方式ではなく、プロポーザル方式という、提案をいただいて、価格だけではなく学校給食に対する考え方や姿勢、ノウハウなどを総合的に判定して決定していく方式をあえて採用したと理解をしています。そういった配慮をしてきたわけですが、指名競争

入札ということになれば、まさに入札価額によって決まるということになるわけです。入札価額だけで決定するという方式で本当にいいのかどうか、私は整理することができません。この間の教育委員会でどのような検討をなされ決定されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、指名業者の選定について伺います。調理場長の説明では、「指名業者は市内の業者ではなく市外の業者を考えている」こと。その際、「現在市に対して指名参加願を申請しているのは9社であるが、業務内容を見ると大量の調理業務にはなじまないところもあり、参加願を申請していない業者も幅広く指名したい」ということでありました。私は、指名参加願の申請がなされていない業者の入札参加ということは本来であればあり得ないと思っておりましたから、意外な構想だと感じたところです。この点についてどのような整理をされているのか、また、指名業者は何社を予定をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

同時に、指名業者選定の判断基準はどう考えておられるかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、仕様書について伺います。私は、学校給食という業務内容からいっても、仕様書はしっかりしたものでなければならぬと感じます。今回の指名競争入札に当たっては、参加業者に示す仕様書は3年前と同じものをおられるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、仮に指名競争入札で現在受託している業者ではないほかの業者が落札した場合の、現実に地元から採用されている従業員の雇用はどうなるかについて伺います。ほかの業者が落札ということになれば、当然にして市内から雇用されている従業員は引き続きその業者のほかの職場に行くか、それができない場合は職を失うということになるわけです。現在13名の

社員と15名のパート社員が働いているとお聞きをしましたが、その社員は大いに悩むことになるのではないかと心配です。仮に新たに落札した業者の社員として雇用されたとしても、会社が変わるわけで、当然労働条件も変わることが考えられます。提案型の入札ではなく指名競争入札ということになれば、あくまでも価格競争となる可能性は強く、その結果、社員の賃金を初めとする労働条件が業者がかわるたびに切り下がっていくということはないのか不安を感じます。現在雇用されている市内の社員はどうなるのか。市内からの雇用と労働条件の確保については前段で契約内容に明確に規定をしておく必要があると考えますが、教育委員会はどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、今回の変更は単に入札方式を変えろというものではないと感じます。入札方式を変えることによって派生をするいろいろな事態や課題をしっかりと把握をした上で実施に移すという慎重な検討と取り組み、そして対応が求められると考えます。この点についても考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後になりますが、目黒市長は、本定例会を最後に市長の職を退かれることになります。私は、いろいろな思ひがありますが、とにかく8年間にわたって長井市のかじ取り役として先頭で頑張ってこられたことに敬意を表します。以降は、健康に留意をされまして新たな場で活躍いただきますようお祈り申し上げます。8年間、本当にご苦労さまでした。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、長寿祝金削減の考え方ですが、急速な高齢化が進行してあります。したがって、社会

保障費の負担が増大をしまひりました。それから市町村の財政が一段と厳しさを増してきてあります。また、相次ぐ医療保険や介護保険制度の改正により、高齢者の受益者の負担も増大してあります。さらに、本市は全国平均を7%上回るご指摘の27.5%の高齢化率になっておひまして、ひとり暮らしの高齢者の方の支援、介護、あるいはこの介護でも老老介護世帯の支援など、課題が山積をしておひます。

私も、長寿をされた方に対しては心からお祝いをし、また敬意を表し、心からおめでとをを申し上げる者の一人であります。しかしながら、そのことと、これまでとってきたことを、政策を見直すということとは、私は政策的な判断は分かれるところではないと思ひます。

今後のふえ続ける福祉をどうしていくかということをお考えなければ、これは全体的に財政を維持していくことはもちろんであります。おっしゃるとおりのことは、一々あれもしろ、これもしろ、住宅あれもしろ、こうしろと言ったら、結局具体的に財政がパンクしてしまひ、かつての8年のようになっていくおそれがないのかと、そこを改革しようとしたのがこの8年ではなかったのかということをお理解をいただきたいと思ひます。

そこで、削減に対する代替案としましては、自立支援法整備によるさまざまな支援メニュー、あるいは介護区分の細分化による介護予防策、あるいは地域支援事業などメニューがふえておひますので、そういったメニューの中で取捨選択をしながら、できるだけそういったものの財源に充てていきたい。そして高齢者の方も社会参加ができる仕組みづくり、自立した生活を送ることができる地域づくりに努めていきたいということでありまひます。

総合的な施策の考え方でありまひますが、本年3月に長井市老人保健福祉計画で第3期の介護保険事業計画を策定し、本市の保健、福祉の分野

+

における施策目標をまとめさせていただきました。「個性が輝き支え合い安心して暮らせるまち」を基本理念として、生涯にわたる健康づくり、介護予防の推進、自立と安心のための多様なサービスの推進と基盤の整備、地域における支え合いの仕組みづくり、高齢者の生きがい、安心と健康づくり、安全な住みよい生活環境づくり、この6つの施策目標を掲げさせていただきました。

平成18年度に設置しました地域包括支援センターを中核として、保健、福祉、介護を初めとする多くの分野が有機的に連携し、実りある事業展開と選択可能な生活サービスの充実に努め、目標実現に向け努力をしまいにまいりたいと思います。

あわせて、地域住民の方や関係団体の協力を得ながら、自助、共助、公助が一体となって地域福祉の充実が図れるようなまちづくりを進め、市民協議会の実現を目指してまいりたいと思っています。

なお、高橋議員から、12年にこの改正があったという詳しいあれがありました。それはまた同じように言おうとは思いませんけども、この敬老事業も、平成18年度でもういわゆる10万円というのはなくしている市も、酒田市、上山市、天童市などはゼロですね。長井市は細分化しても1万円ということになります。それから町なんかでも、近隣で言えば祝い品の毛布であるとか祝い品がありますが、川西町、小国町はありません、現金は。白鷹町は在宅で3万円、施設で1万円です。飯豊町だけ20万円というのがあります。町でも相当程度少なくなっております。どんどんどんどんふえてまいりますから、8,000人ぐらいの町でしたらそれほどでもないということになります。こういったところよりはやっぱり全般的な施策に充てていくということの方が、私は、ばらまきと言われない本当の福祉政策ではないかというふうに思います。

最後に、大変敬意を表していただきましたが、私も、政策的にははっきり違うところがあって失礼をしたこともあると思います。ただ、やっぱり、それは助役に聞いておられますから助役がお答えすると思いますけども、やっぱり民間でできることはなるべく民間です。自立計画の中の基本方針は、これはやっぱりこの8年間の私は成果だったと思うんですね。そうでなければ財政再建も行政改革もできないですよ、これは。それで「取り下げろ」「もっと慎重に」、これではほとんど前に進まなくなるわけですから、私は、そういった基本的な改革はやっぱりスピードだというふうに思いますし、これまでの方針を最後まで全うしていきたいというふうに思います。

窓口等の一本化については、検討する項目があればそれは検討していくのは、常日ごろの行政改革とは言わない改善ぐらいの話ですが、それは当然だろうと思います。以上です。

○大沼 久議長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 お答え申し上げます。

清水保育園の移管についてのご質問であります。保護者への説明会についてのご質問でありましたけども、今まで先ほどお話ありましたように2回説明やりまして、今後も説明会を予定をしているところでございます。初め私も出席する予定でありましたけども、担当の方でやるということでありましたので今回は出席せず、その都度報告を受けておりますけども、ただ、そのアンケートなり、それから報告の中で感じたことにつきましては、やっぱり当局は自信を持って本当にきちんと丁寧に説明する必要があるなということを感じたところございまして、ここまでちょっとその部分が足りない部分があったのかなと思っておりますけども、ただ、アンケートによりまして9割の方が移管の方にご理解をいただいているということで、本当にほっとしております。自信を持ってこの推進をし

ていきたいと思うところであります。

ただ、はなぞの移管のときもこういった問題はたくさん出てきておりました。これ以上のものが問題と出てきておりますのは、ただ移管そのものに反対でなくて、移管後のやっぱり不安。例えば今までの保育が本当にできるのか、あるいは保育料が値上がりするのではないか、それから保育士さんが大きくかわって子供に対する影響が大きく変わるんじゃないかという形が出ておりましたけども、こういったものについてはやっぱり懇切丁寧に説明を申し上げると理解いただけるものと思っております、そういった形で進めていきたいなと思うところあります。

それから職員の派遣につきましては、今組合との正式な交渉は持っておりませんが、ただ、組合からの職員の配置について要望がございます。これと、受ける方の社会福祉協議会としての考え方もございますので、これの整合性を図りながらよりよい配置をしていきたいと思っておりますけども、派遣につきましては最少の人数でやっていきたいと思うところあります。そういった考えでやっていきたいと思っております。

次の児童センターでありますけども、今回の集中改革プランの中では、5年の中で一部民間委託という形では出ておりますけども、今の状況については、その取り組み方法については今白紙の状況でございます。ただ、私はその前段の取り組みとして、やはり今大変な少子化の時代を迎えておまして、地区によっては1年間に1人か2人といった子供さんしか生まれられないという状況が続いておりますので、果たしてこれからの児童センターというものの運営はどうなっていくのかということも十分踏まえていかなきゃいけないと思っております。したがって、縮小なり統廃合の問題も含めてきちんと行政でその考え方を明確に出していくと。その後に委

託なり移管というものを考えていかないと、やっぱり受ける方としても大変混乱が生じるということもありますので、そういった考えでやるべきだなと思っております。

そういった意味で、その後に高橋議員から質問ありました、社協への移管するのかとか、それからいわゆる児童センターを保育所にするのかどうかという質問ありますけども、そこは全く白紙であります。ただ、言えることは、長井市の児童施設といいますのは、保育所、幼稚園、それから児童センターと3つがバランスよく配置をされてるという状況でありますので、これはやっぱり維持すべきかなと思っております。ただ、郡部において、いわゆる3世代が減って本当に夫婦共稼ぎの世帯がふえてきますと保育所が必要になってくる部分があると思っておりますので、その部分についてはやはり市民の要望にこたえて、ある程度児童センターを例えば保育所の方に変更するか、そういったものについてもやっぱり十分検討を加えなきゃいけないと思っております。

それから、いわゆる児童センターの保育士の関係につきましては、これ13年からの行財政改革の中でも、保育士の不補充につきましてはパート並びに定時補助職員で対応していますよという形で今まで来たわけありますので、そういった考えで基本的な考えを維持しながら今後も運営をしていきたいと思うところです。以上です。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 高橋議員のご質問、5点からお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目ですが、「前は、委託価格ではない、学校給食に対する取り組み、安全衛生管理、業務遂行能力、信用状況を審査するプロポーザル方式を採用したが、今回は指名競争入札とした。前回との整合性はあるのか」というご質問ですけども、前は調理業務の委託は初め

+

てのことであって、民間業者の学校給食への理解度、衛生管理状況、業務遂行能力などいろいろわからない状況でしたので提案型というプロポーザルを取り入れました。今回、3年間の調理を民間に委託して民間業者の調理実績とか衛生管理等を実際に見させていただき、今まで以上の結果が出たと。現在の施設、設備の状態からは、これ以上の改善は望めないのではないかなというふうにも考えていますので、3年間の実績をもとにした仕様書を作成すれば、現在規模の民間業者であれば十分に業務が遂行できるというふうに判断をしたところです。

2番目の、「指名競争入札として、現在、指名競争入札参加申し込みをしている業者以外も指名するのか」というご質問ですが、現在、調理業務として入札参加申し込み申請を行っている業者は9社あります。基本的にはこの中から選定していきますが、申請業者の中にも規模的に小さい業者もありますので、これから精査をして5ないし6社を選定していきたいというふうに考えています。

3点目、「今回から指名競争入札にするが、その業者選定基準」ということですが、業者の今までの学校給食の受託実績または受託件数、受託業者の規模等を参考に指名審査会で指名業者を選定するようにしたいというふうに思っています。

4番目の、「仕様書は3年前と変わらないのか」ということですが、今回の経験を受けてコンテナの洗浄をゴムシートの上で洗浄しているなど、衛生面、調理面等で仕様書以上に改善になっている部分があります。これらの挿入と、設備の更新により作業の変更がありますので、仕様書も若干変更したいというふうに考えているところです。

5番目ですが、地元職員の雇用の点ですが、前回も臨時職員として雇用していた方は、希望があれば雇用をしていただきました。基本

的に、この業界は業者がかわっても次の業者が引き継ぐのがルールになっているそうです。前業者がすべての社員を違う事業所に連れていくのはまずないというような話も聞いています。この業界は人件費が大きく作用をしますので、次の業者が低価格で入札すれば次の業者が低賃金で再雇用になる場合があると考えていますけれども、労働条件の確保については仕様書、契約内容に記入できる条件ではなくて、雇用者と企業との雇用関係になると考えているところです。以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁いただきました。

冒頭におわびをしなきゃならなかったんですが、福祉事務所に答弁者の指名をしておいて、ちょっと質問しませんでした。大変申しわけありません。

長寿祝金の関係については、これは7日の日に常任委員会ありますから、そこでぜひ議論いただきたいというふうに思っています。

助役に再度お伺いをしますが、助役、この清水保育園のアンケートの調査結果で9割が賛成をしてるというふうにおっしゃいました。さきに私も質問の中で申し上げましたけれど、86%が大体賛成をしてるという結果だということは、これ経過報告の中でも書いているんです。数字だけではそうです。だけど、よく見てほしいんですよ。申し上げましたように、今回のアンケートというのは61名に対してアンケートを配布したんです。その結果35しか回答来てないんですよ。助役が言われる数字は、このアンケート調査結果の中の「清水保育園の移管に関する過去2回の説明が理解されましたか」というところの項で、「移管をすることの説明は理解をした」、これは20%、回答率57%。「説明内容は十分に理解していないが移管は仕方がない」、これは回答率29%、合わせてこれ86%だってお

っしやるんだと思うんですよ。けども、61人いて全体から割り返せば、これそんなことになりませんよね。合わせたら49.2%ですよ。市が回答書として出した中身では、「保護者のうちの大半が反対でなければこれはする」って明言してるんです。けど大半にもならないですよ、現実。こういうことをもって、だから進めていいのだということには私はならないんじゃないですかと申し上げてるんです。

何でここでこだわってるかという、前段に例があるわけですね。既に裁判所も、「こういうことは慎重にやりなさいよ」というふうに言っている判決があるわけです。助役も「それは十分厳粛に受けとめてやる」というふうに言われているんです、答弁されているんです。けどそのことから言ったら、まだまだこのアンケート、申し上げましたような保護者の声などを見れば、十分な説明がなされていないというふうにおっしゃってるわけですよ。ここに今本当にちゃんとこたえていかないと、私は大変なことになるというふうに申し上げているんです。ですからその考え方ですね、数値のとらえ方も含めて、私はもっと真摯にここは受けとめながらの対応こそ必要だというふうに思いますが、そこについてお聞かせをいただきたいと思いません。

もう一つ、教育長、済みません。地元雇用の社員の問題ですけど、これは確かに新しい会社になればその会社と従業員の関係で労働条件決まってくるんですけども、そこをそういうもんだからというだけでばさっととはいかないと思うんですよ。私は少なくとも、仕様書に入れられるか契約書に入れられるか、あるいはその前段の説明の中で入れられるのか別にして、雇用はこうしてもらいたいと、労働条件は最低こうしてもらいたいという話はできないんですか。そこだけお聞かせをいただきたいと思いません。

○大沼 久議長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 答えいたします。

61名中35名の回答しか得られなかったということでもありますけども、私は賛成という形で答弁申し上げてなくて、理解を示していただいたという形であります。はなぞのと、それから清水保育園にダブリで入ってる保護者の方がたくさんおられます。そういった方がこのアンケートを出していただけない方かなと思っておりますけれども、そういった意味で、はなぞのに入らてる保護者の方々につきましては、最初、今のような状況の部分を経験して、いざはなぞのが移管されたもの、今の状況を見ると大変いい環境の中で保育がされてるということも理解していただいておりますので、そういったことによってこの数値が出てきてるんじゃないかという私は感じておまして、本当に反対だということであればみずからそれを表明していただけるものではないかと思っております、私はそういうふうなことで考えてるところであります。

ただ、横浜と絶対的に違うことは、横浜市はまるっきり180度全面的に委託という形で、すべて形骸もなく、形骸というか、市のかかわりがなく移管させたということで、これは全く保護者に対する混乱を招く状況をつくったわけでもありますけども、長井市はそうでなくて市のかかわりを残しながら徐々に移管をしていくということでもありますので、こういった意味でやっぱり保護者の皆さんにはご理解いただけるものと思っております。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 落札業者が決まった時点で、落札価格内でそういうことはお願いをしていきたいというふうに思っています。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 清水保育園の関係は、これも厚生常任委員会になりますけれども、ここで議論されることにはなりますが、しかし、助

+

役のとらえ方というのは私はかなり違うと、こう思います。おっしゃったことが「私はこう思ってるけど」というふうにおっしゃいましたけれども、それが本当にそうなのか、ぜひ常任委員会に出席をして明らかにしていただきたいと思います。終わります。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位4番、議席番号16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私は、通告しております2点について、市民課長並びに教育長にお尋ねをするものであります。

第1点は、後期高齢者医療広域連合の設立について、市民課長にお尋ねをいたします。

6月の国会で自民、公明が強行成立させた医療改革法に基づいて、2008年4月から、75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療保険制度、後期高齢者医療制度がスタートするわけであり、運営主体は新たにつくられる広域連合で、都道府県単位で全市町村が加入するという仕組みで、今議会には広域連合規約が提案され、独立制度として2008年4月からの新設を予定しているということであり、

初めに、新しい医療制度の概要についてありますが、このたび創設される後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が現在加入している国民健康保険や組合健保などから脱退し、後期高齢者だけの独立した保険として創設されるものということであり、

次に、広域連合と住民参加についてお尋ねをいたします。広域連合は独自の議会を設置して保険料などの条例を定めるわけであり、議員の選出方法は直接選挙ではなくて市町村議会などの間接選挙となるために、広域連合議会の

構成は首長、助役、市町村議会議長などで占められて、住民が運営に参加できる仕組みは困難となっております。住民との関係が遠くなる一方、国には助言の名をかりた介入や財政調整交付金を使った誘導など、大きな主導権を与えておきまして、このままでは広域連合が国言いなりの保険料取り立てと給付抑制の出先機関になるおそれがあるのではないかと、このように心配する市民もおられるわけであり、

そこで、市民課長にお尋ねいたしますが、「75歳以上にとって切実な保険料条例や減免規定が高齢者の実態からかけ離れたところで決められる懸念がある」、あるいは「住民の声が届かない」「地方自治の建前にも反する」、こういう指摘を市民の皆さんから受けておりますが、これに対する回答を求めます。

また、すべての後期高齢者が、これまでの老人医療制度から介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されるわけであり、保険料は高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされる懸念もあります。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期証や資格証明書が発行されるというふうにしております。また、後期高齢者は診療報酬も他世代と別建てにされるわけであり、さらに、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系ということを実にして診療報酬を引き下げ、手抜き医療になる危険があるのではないかと、こうした他世代との別建てへの不安もあるわけであり、こうした制度の概要について、わかりやすい説明、答弁をお願いするものであります。

次に、第2点目は、教育基本法改正問題について、教育長にお尋ねをいたします。

去る11月16日、自民、公明の与党は衆議院本会議で教育基本法改定法案を野党4党欠席のまま単独で採決を強行し、この法案を参議院へ送り、これは15日の衆議院教育基本法特別委員会の強行採決に続く暴挙であります。さら